

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)	
地域名 (地域内農業集落名)	上揚地区 (上揚)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・上揚は中山間地域ではあるが、エリア農地の67%を水田地帯が占めており、水稻栽培が盛んに行われている。
 ・現在、上揚の字宮上、字山下では圃場整備が実施されており、それに合わせて若い認定農業者による農地の集積が実施されている。
 ・集落内では高齢化や後継者不足から担い手が不足しており、入り作の認定農業者が主体となって6割以上の農地集積、規模拡大を目指して取り組んでいる。
 ・多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払事業に取り組むことで、農地の保全管理や農道水路の補修などを実施していく。
 ・水田地帯については圃場整備によって耕作しやすい環境に整うが、畑地帯の活用が難しくなっている。
 ・今後、畑地についても耕作放棄地がでないように、地域で協議を行いながら、保全管理を行っていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備が実施され、より耕作しやすい環境に整うので、今後も認定農業者を中心に農地の集積集約化を行い、米麦の栽培を主体とした土地利用型農業に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
 ・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じて、近隣の集落からの入り作も含めた認定農業者や認定新規就農者への集積、集団化に取り組む。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用した積極的な農地の集積・集約化に取り組み、新規就農者や認定農業者、入作農業者への受け入れを促進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在、中山間地域総合整備事業による圃場整備を実施中。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の主体作物は米、麦であるが、水田地帯だけではなく、畑地帯の耕作放棄地も課題にあるので栗や花木などの栽培が行えるよう、農地の維持管理に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払事業に取り組むことで、農地の保全管理や農道水路の補修などを実施していく。